

部・課 長

市 長

## 平成25年度予算編成方針（示達）

本年2月に市長に就任して半年が過ぎました。この間、「法とモラルを守る藤沢」を早急に実現するため、法令の遵守に関する条例の制定に向けた検討などを進めるとともに、「ずっと安心して暮らせる藤沢」の実現に向け、新・行財政改革基本方針の策定や効率的な組織の実現に向けた執行体制の検討に取り組んでいるところです。また、これらに加え、喫緊の課題として、現在分散配置を余儀なくされている本庁舎機能の再整備があり、一刻も早い新庁舎建設に向け準備を進めています。

今般、職員の理解を得た中で、本市の厳しい財政状況等を鑑み、新庁舎建設に向けた財源を生み出す一助とすることも踏まえ、職員給与の削減措置を講じることとしましたが、本市の財政は今後とも厳しい状況が続くことは確実な見通しであります。このため、限られた財源の中で、本市が直面する多くの課題に的確に対処していくためには、今までの施策を必要性や有効性の観点から検証し、「見直しする」、場合によっては「廃止する」という厳しい判断が必要であり、その上で、施策の「優先順位付け」により予算配分を行っていくことが避けられないものと考えています。

これらに対応するため、平成25年度予算編成方針を次のとおり定めますので、各部においては、厳しい財政状況を認識し、どうしたら市民の皆様の期待に応えられるのか、職場で真剣な議論をしたうえで、予算編成事務にあたるようここに示達します。

### I 日本経済の状況と国の動向

---

#### ◆ 復興需要等により穏やかに回復しつつあるが、デフレ影響など懸念材料も

8月の月例経済報告によれば、景気は一部に弱い動きがみられるものの、復興需要等を背景に穏やかに回復しつつあるが、先行きについては、欧州政府債務危機など海外経済の状況が景気を下押しするリスクが存在し、電力供給の制約、デフレの影響等にも注意が必要であるとしており、政府は、大震災からの復興と景気の下振れ回避に万全を期すとともに、デフレ脱却に向け断固として取り組むことを表明しています。

#### ◆ 「日本再生戦略」を実行し、経済成長と財政健全化の両立を目指す

東日本大震災を経験した我が国が直面する危機を乗り越えるための道筋を指し示した「日本再生戦略」が7月31日に閣議決定されました。基本方針として、「被災地の復興なくして日本の再生なし」という強い決意の下、今後国内外で需要の増加が

見込まれる「グリーン（エネルギー・環境）」、「ライフ（健康）」、「農林漁業（6次産業化）」などの重点分野について、中小企業の活力を最大限活用しつつ、今後3年間の集中取組期間中に予算の重点配分を徹底するとしており、日本再生戦略の実行により、経済成長と財政健全化を両立することが不可避の課題であるとしています。

一方、地方財政に関しては、平成25年度から27年度までの3年間の予算編成の枠組みを示す「中期財政フレーム」において、地方税、地方交付税等の地方一般財源の総額について、平成24年度地方財政計画の水準を実質的に確保するとしていますが、「日本再生戦略」の着実な実行のため、今後の予算編成においては、社会保障分野を含め、聖域を設けずに歳出全般を見直すこととしており、歳出削減に伴う地方への影響など、今後の国の動向を注視するとともに、これらの実効性を左右する今後の政局の動きにも十分注意する必要があります。

## II 本市の財政状況と今後の財政見通し

---

### 1 本市の財政状況

#### ◆ 平成23年度決算見込みでは単年度収支が黒字に

平成24年度予算等執行方針でも示したとおり、平成19年度から22年度までの4年間、単年度収支の赤字が続きましたが、平成23年度決算では22億円の黒字に転じることになります。この主な要因は、工事予算等の執行凍結を始めとした全庁的な経費節減による財政効果のほか、市税収入の増収や普通交付税が新たに交付されたことなどによるものです。

平成24年度の財政運営においては、扶助費が前年度の306億円から316億円（予算ベース）に10億円増加していますが、さらに年度途中の増額補正が必要となる事業が見込まれており、扶助費以外についても、緊急的に年度内の執行が必要な事業や電気料金値上げ等の影響が見込まれていることから、これらに対応するための補正予算の財源確保が課題となっています。補正財源としての市税収入の伸びは見込めないことから、平成23年度で生じた剰余金については、平成24年度における補正予算の財源として活用して行かざるを得ない状況にあります。

また、今後、庁舎整備に向け庁舎整備基金への積立てについても行っていく必要があることから、今後の財政状況によっては、再度、単年度収支が赤字に転じることが想定されます。このため、財政状況が厳しいながらも、創意工夫と努力によって市民サービスの向上に努めながら、歳入に見合った歳出規模を目指すとともに、予算の適切かつ効率的な執行により、将来に渡り持続可能な財政構造を確立していく必要があります。

#### ◆ 平成24年度も引き続き普通交付税交付団体となったが、財政健全性は堅持

本市は、昨年度、51年ぶりに普通交付税交付団体となりましたが、次ページの表1のとおり、平成24年度においても交付団体となることが決定しました。県内でも

新たに2団体が交付団体となり、不交付団体はわずか4団体（厚木市、鎌倉市、箱根町、清川村）となるなど、現下の社会経済情勢を反映し、地方財政運営も年々厳しさを増しており、この厳しい社会情勢がこうした結果に反映されたものと考えています。

表1【本市への交付税額等の推移】

	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
普通交付税額	-	-	-	286,407千円	249,826千円
財政力指数(単年度)	1.157	1.146	1.020	0.995	0.994
全国不交付団体数(市町村)	177	151	74	58	54

・普通交付税：国が定めた人口10万人規模の都市を想定した標準的な地方行政の実施経費を基準に、各地方公共団体の人口・面積等と補正係数により算定した「基準財政需要額」と標準的な税収入見込額に基づく「基準財政収入額」との差引による財源不足額について、国税5税の一定割合を財源に交付されるもの。

表2のとおり、財政健全化法の判断比率の推移を見ても、本市の財政の健全性は堅持されていると言えますが、普通交付税の「交付団体」という言葉に対するイメージや自治体財政に対する不安感等を考えたとき、本市が長年保ってきた不交付団体を目指した財政運営を進めていくことが必要です。交付税制度の仕組み上、基準財政需要額は、本市の経費節減等の努力をもってしても算定額を圧縮することはできませんが、基準財政収入額については、本市の納税義務者数や課税実績などが算定額に反映されるため、「不交付団体への復活」と財政健全化の両立を達成すべく、今まで以上の財政基盤強化に取り組んでいく必要があります。

表2【財政健全化法に定める健全化判断比率】

比率	21年度	22年度	23年度見込
実質公債費比率	6.9%(104位/786市)	6.3%(104位/782市)	4.6%
将来負担比率	38.1%(130位/786市)	35.6%(161位/782市)	33.1%

・実質公債費比率：標準財政規模に対する市債の元利償還金等の割合　・将来負担比率：標準財政規模に対する市債残高や債務負担行為に基づく支出予定額など、将来負担すべき実質的な負債の割合

## ◆ 平成25年度予算は概算要求額ベースで135億円の歳出超過（財源不足）、仮査定ベースでも73億円の財源不足状態であり、本要求では厳しい精査が必要

平成25年度概算要求では、歳出のうち扶助費の増加が大きく、現在の社会経済情勢を反映して、生活保護費で大きな増加が見込まれ、児童福祉費では、待機児童対策として保育所の定員拡大を図ることにより法人立保育所運営費等助成事業費、児童保育委託費の増加が見込まれます。このほか、来年4月施行の障害者総合支援法による扶助費など、社会保障費全体での増加が見込まれ、扶助費全体で前年度比4.1%、13億円の増加となっています。

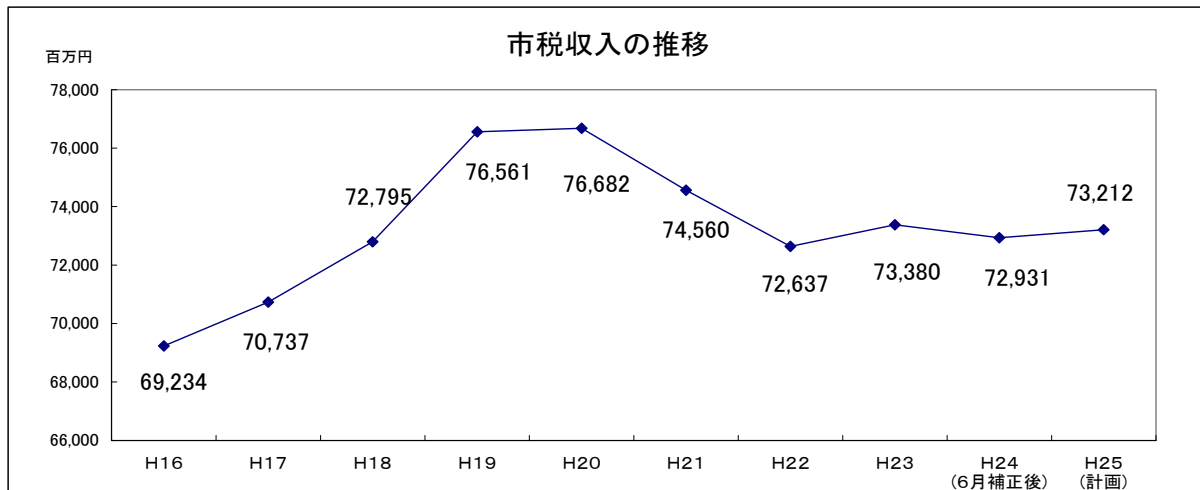
要求額ベースでの歳入総額と歳出総額での差引では、135億円の歳出超過（財源不足）となっており、仮査定ベースでも73億円の財源不足であるため、本予算要求に対しては、厳しい精査が必要となります。

## 2 今後の財政見通し（中長期見通し）

### ◆ 平成25年度市税収入は横ばいだが、中長期的には厳しい見通し

市税収入は、平成20年度に767億円まで達しましたが、リーマンショック等の

影響を受け、平成21年度は746億円に、平成22年度は726億円まで急落しました。平成23年度見込みでは一部企業の業績回復による法人市民税の増収などにより前年度比8億円増の734億円となりますが、平成24年度は当初予算で720億円を計上後、6月補正で9億円を増額し、予算現額で729億円となっています。



平成25年度の市税収入は、国の税制改正による法人税減税の影響で法人市民税が8億円の減収となる一方、固定資産税・都市計画税が家屋新增築分の増などにより8億円の増、市たばこ税が税制改正などにより2億円の増収を見込むことにより、全体では平成24年度6月補正後予算額を3億円上回る732億円を見込んでいます。

歳入全体に占める市税収入の割合は、平成14年度に65.3%あったものが平成23年度決算見込みでは56.3%まで低下するなど厳しい状況が続いていますが、今後も、個人所得の大幅な増加はないと思われ、固定資産税・都市計画税（家屋分）の評価替による減収が3年おきに15億円程度見込まれるなど、中長期的に市税収入は横ばい状態、或いは減少傾向が続くと見込んでおり、市税増収にも配慮した施策の創出、実施に取り組んでいくとともに、徴収対策の強化にも引き続き取り組んでいく必要があります。

#### ◆ 公共施設の老朽化対策と新たな都市基盤整備が中長期的に財政を圧迫

喫緊の課題として、本館、東館の耐震性の問題により、分散配置を余儀なくされている本庁舎機能の再整備がありますが、市民会館や市民センターなど、その他の公共施設についても老朽化が進んでおり、建築後30年を経過した建物を今後20年間で、現在と同規模で標準的な工事費により建替えると仮定した場合の整備費は1,435億円と莫大なコストがかかることが予測されます。さらに、下水道や橋梁等のインフラも同様なことが言えます。

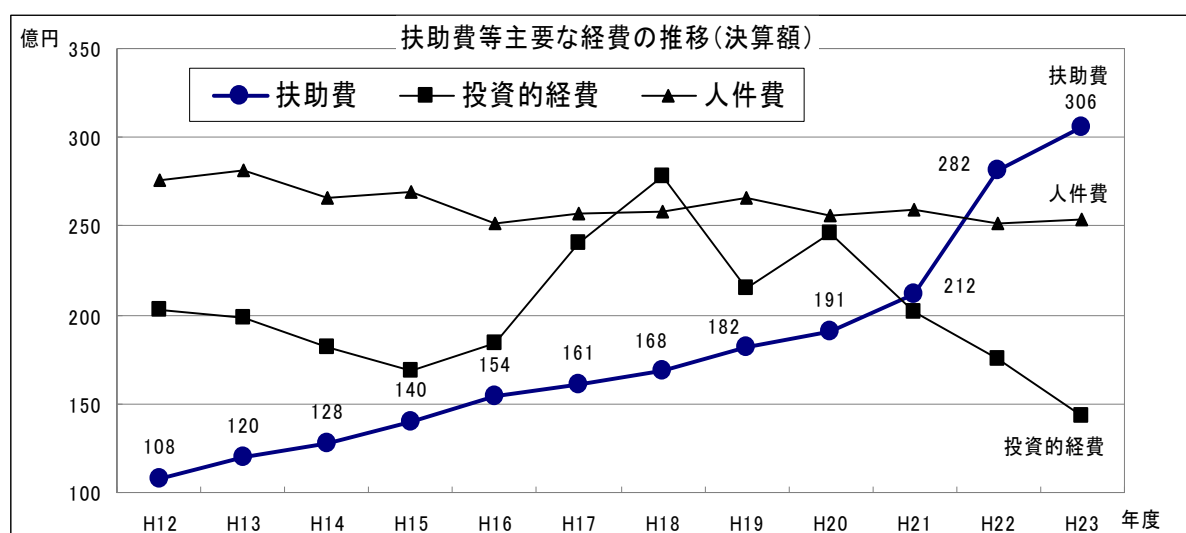
また、41万人が暮らす都市の都心部にふさわしいまちとして、都市機能が集積する駅周辺街区の形成など、藤沢駅周辺地区の再整備を進めるとともに、新たな産業拠点として、新産業の森地区への産業集積を進めるなど、都市拠点・産業拠点の機能強化や相鉄いずみ野線延伸など交通ネットワーク整備にも取り組んでいく必要があります。

す。

これら公共施設の老朽化対策と新たな都市基盤整備による財政需要の増大は避けられず、今後、税財源と財政需要の見込みは大きく乖離することが想定されることから、中長期的にも厳しい財政運営が続くことが見込まれます。

#### ◆ 増え続ける扶助費と国の「社会保障・税一体改革」の動向

生活保護、児童福祉、障がい者福祉などの扶助費の増加傾向が顕著であり、介護保険制度がスタートした平成12年度の108億円と比較すると、平成22年度が282億円、平成23年度では306億円と急増しています。また、歳出全体に占める割合も、平成19年度15.3%であったのが、20年度15.8%、21年度16.7%、22年度22.6%、23年度では24.8%を占めるまでになっており、今後も高い伸び率で増加していくと見込んでいます。これに伴う一般財源の負担が非常に大きく、財政を圧迫しているため、何らかの対策が必要ですが、社会保障制度の大部分が国県制度であり市の見直し余地が少ないことから経費節減が難しい状況にあります。



社会保障・税一体改革に関連する国会提出法案が8月10日に成立し、消費税率が2014年4月から8%、15年10月に10%に引き上げられ、これに合わせ、地方消費税※の税率も現行1%（消費税率換算）が1.7%、2.2%と段階的に引き上げられることとなりました。本市としては、増大する扶助費の財源として税収が安定している地方消費税の拡充は不可欠ではありますが、消費増税は家計や企業の負担増に直接繋がるため、市民生活や市内中小企業への影響について注意を払っていく必要があるものと考えています。成立した法案により設置が決まった社会保障制度改革国民会議での議論を経て、引き続き社会保障制度改革が総合的かつ集中的に推進されることとなりますが、増え続ける地方の扶助費の負担について十分な配慮がなされるかどうか、改革の中味を注視していく必要があります。

※現行の市町村に対する地方消費税交付金は、県における地方消費税収入の2分の1に相当する額を市町村の人口及び従業者数で按分して算出。平成23年度における本市の地方消費税交付金額は36億5千万円。

### Ⅲ 予算編成の基本方針

平成25年度予算は、市長就任後初めての本格予算であり、財政状況が厳しい中にもあっても、市政の目標として定めた5つのビジョンの実現に向け、以下の基本方針により予算を編成します。

#### 1 行財政改革の着実な推進

現在検討中の新・行財政改革基本方針（素案）では、職員のコスト意識の徹底を図る改革として、健全財政の維持こそが市の将来に繋がる源であるとの認識の下、全ての事業について、市が行うべきなのか、市民ニーズと合致しているか等の視点により再検証し、事務事業評価シートを活用して事業の特性を把握し、見直し・改善を図ることとしています。

前述の「本市の財政状況と今後の財政見通し」で指摘したとおり、今後、財政状況が厳しくなっていくことは明らかです。よって、全職員が一丸となり行財政改革についての共通の理解と認識を持った上で、行政のスリム化と事業の効率化を進めることにより、今後とも財政規律を堅持していくことが予算編成の基本となります。

#### 2 5つのビジョンの実現に向けた事業の重点化

本市が直面する緊急性の高い諸課題に的確に対処していくとともに、藤沢の将来を見据えた戦略的な取組についても積極的に対応していく必要があります。

市政運営の基本方針である「郷土愛あふれる藤沢の創生」、「公正・効率・信頼に基づく藤沢の再生」のため、市政の目標である5つのビジョンの実現に向け、次の施策を平成25年度予算編成における重点施策とします。

##### 【平成25年度予算編成での重点施策】

5つのビジョン	重点施策
1 法とモラルを守る藤沢	(1) コンプライアンスの推進
	(2) 市民に開かれた市政運営の推進
2 ずっと安心して暮らせる藤沢	(3) 新たな行財政改革の推進
	(4) 公共施設老朽化対策
3 命を守り災害に強い藤沢	(5) 防災・減災対策
4 いきいき働ける藤沢	(6) 住民参画のまちづくり
	(7) 地域資源を活用した賑わいづくり
5 みんなにやさしい藤沢	(8) 地域コミュニティの再生支援
	(9) 都市基盤の再構築・交通ネットワークの充実
	(10) 福祉・保健・医療体制の充実
	(11) こども・子育て支援の推進
	(12) 循環型社会づくりの推進

### 3 すべての事業を検証し、優先順位付けにより平成25年度実施が不可欠な事業を精査

すでに一部の事業については、市民や市議会での意見や指摘を受け、見直し検討により中止を決定し、事業費の減額補正等による対応を図っているところですが、他の事業についても、トップダウンにより市民や関係者の意見を十分踏まえずに政策決定していないかなど、すべての事業の「総ざらい(再点検)」を改めて実施し、見直すべきものは見直した上で、新たな施策に取り組んでいくこととします。

また、財政運営の厳しさが加速する中であって、多様化する市民ニーズや都市の課題を的確に把握し、新たな施策を展開していくための「財源の確保」は重要な課題ですが、財源の確保は、画一的・一律的な削減方法では限界があることから、事業の成果や優先順位を検証し、必要度や効果の低い事業は廃止するなど、抜本的な見直しにより、平成25年度実施が不可欠な事業の財源を捻出します。

### 4 歳入確保の取組と新たな財源の確保

財源不足に対する措置として、昨年度と同様に、緊急的な財源確保対策が必要となります。売却可能資産の洗い直し、資産の有効活用のほか、新たな国・県補助金の獲得により、市単独事業に対する特定財源の確保を進めるなど、あらゆる財源確保対策に取り組むこととします。

国から地方への「ひも付き補助金」を廃止し、地方が自由に使える一括交付金にすることにより、基礎自治体がより主体的かつ総合的な行政主体としての役割を担えるようにするため、平成23年度から都道府県を対象に始まった「地域自主戦略交付金」は、平成24年度から導入予定であった市町村については、団体間・年度間の事業費の変動が大きい等の課題もあったことから、政令指定都市以外の市町村は導入見送りとなりました。現時点で平成25年度の具体的内容は示されていない状況ですが、情報収集を行い予算への反映に努めることとします。なお、新たに収集した情報は関係職場で共有し、活用していく必要がありますので、適宜財政課へ報告してください。

市税及び税外未収債権については、平成23年度決算で全会計72億円（前年度比4億円減）に達しており、未収債権の回収と新たな未収債権を発生させない取組を継続するものですが、個々の事情に配慮したうえで、債権ごとに取組目標を設定し、予算に反映することとします。

### 5 国・県等の動向の適確な把握と予算への迅速な反映

#### ◆ 県の緊急財政対策への適切な対応

県では、現下の厳しい財政状況を踏まえ、法令や制度など行政のあり方そのものに踏み込んだ抜本的な見直しを行うため、本年1月に知事を本部長とする緊急財政対策本部を設置しました。その後、7月には有識者らによる外部会議「県緊急財政対策本

部調査会（神奈川臨調）」が、県有施設についての「原則全廃」、補助金の「一時凍結」を前提に、歳出削減の断行を求める中間意見をまとめ、知事に提言しました。

県では、神奈川臨調の意見を生かし、平成25年度予算に反映していく意向を表明していますが、市町村に対する県有施設の移譲や県単独補助金の削減等が行われた場合、市町村の財政運営をより厳しい状況に追い込むことになるため、検討状況の情報収集に努めるとともに、あらゆる機会を捉えて市民や市町村財政の負担増となる見直しを行わないよう要望を行っていく必要があります。

#### ◆ 国・県予算の適切な反映と市単独上乘せ事業の必要性、有効性の検討を

国・県の平成25年度予算編成状況を適宜把握し、予算への迅速な反映を図るとともに、本市が独自に国・県補助事業に上乘せして実施している事業について、改めてその必要性、有効性を十分検討することとします。

なお、国県補助金等が減額・廃止される場合は、事業自体の縮小・廃止を原則とします。

#### ◆ 分権型社会の実現に向けた権限移譲への対応

住民に最も身近な基礎自治体が自主的、主体的に行政活動を担うべきであるという考え方から地域主権戦略大綱に基づく権限移譲が進められています。特に、来年3月末には、第1次・第2次一括法の経過措置期間が終了するため、平成25年度予算に必要経費を適切に見込む必要があります。

また、神奈川県からの事務の移譲については、NPO法人（特定非営利活動法人）の設立認証を始め、市民サービスの向上に寄与する事務を積極的に実施し、市の権限強化を図ることを基本とする中で、広域的都市連携の視点での検討も踏まえながら、移譲スケジュールと必要経費を適正に見込むこととします。

なお、権限移譲による負担増については、必ず国による財源措置と県の市町村自治基盤強化総合補助金、市町村移譲事務交付金について確認し、歳入予算に反映することとします。

## 6 より分かりやすい予算説明資料の作成

予算案、決算を議会の審査に付すにあたっては、市議会及び市民にとって分かりやすい説明資料の作成に努める必要があります。本年度からは新たに補正予算案についても事業別の予算説明資料を作成しているところです。

この取組を更に進めるため、「平成25年度予算の概況」に掲載する新規事業について、「施策等を必要とする背景、提案に至るまでの経緯、将来にわたる効果及び費用」などの記載により内容を充実し、より分かりやすい説明資料の作成を進めることとします。



## IV 予算編成手法

---

### 1 経常的経費（1次経費）の要求について

#### （1）要求基準枠内で要求

経常的経費については、概算要求ヒアリングを踏まえ、要求基準枠及び仮査定額を示したので、本予算要求に当たっては、経費の必要性・重要性等を十分検討し、要求基準枠内で要求することとします。

#### （2）部門総務課は要求基準枠の予算調整を実施

部門総務課は、部門内から提出された経常的経費について、要求基準枠に対する各課との予算調整を行った上で、予算案を財政課へ提出することとします。

その後、事業主管課及び部門総務課に対し財政課がヒアリングを行い、概算要求との相違・変更部分、要求基準枠超過分等に対して財政課査定を行います。特別な要因により一般財源ベースでの部別要求総額が要求基準枠を超過している場合にあっては、財政課によるヒアリングの際に、増額となった事業（項目）の内容、予算化の優先順位及び財源捻出策について、別途提出を求めることとします。

### 2 政策的経費（2次経費）の要求について

#### （1）施政方針事業の要求

平成24年度施政方針において示した5つのビジョンを実現するための施策（施政方針事業）については、本年度の検討状況を踏まえ、必要な経費を要求することとします。

#### （2）その他の政策的経費事業の要求

その他の政策的経費については、概算要求ヒアリングをもとに提示した仮査定額を考慮するとともに、基本方針の項目3（7ページ）の内容を踏まえ、必要性や有効性の観点から検証し、事業見直しを行った上で予算要求することとします。

#### （3）すべての事業の優先順位付けを実施、前年予算を超過する場合は財源捻出を

すべての事業について、必要性・有効性・緊急性等の総合的観点から、部単位の優先順位付けを行うとともに、一般財源ベースでの部別要求総額が前年度予算額（6月補正後）を超過する場合は、超過額に相当する施策・事業の廃止・縮小等による財源捻出策を付して予算要求することとします。

部門総務課は、部単位の優先順位付け及び財源捻出策についての調整を行った上で、予算案を財政課へ提出することとします。

### 3 地域執行予算及び地区別まちづくり実施計画事業の予算要求について

#### （1）地域執行予算の要求

平成22年度から実施した地域移譲事務（全140事業）については、この間の効果、課題を検証し、平成25年度に向けた事務執行方法の改善策を検討してきました。基本的な考え方として、「原則として平成22年度からの移譲事務に係る予算を本課に戻す」こととしていることから、これまでの地域移譲事務に係る予算要

求は、原則として、移譲元課が部門総務課及び市民自治推進課と調整を図った上で行うこととします。なお、引き続き、平成25年度以降も地域執行予算として執行する必要がある事業については、各市民センター・公民館が、市民自治推進課及び移譲元課と協議した上で予算要求を行うこととします。

これら地域移譲事務に係る予算要求に当たっては、市民自治推進課が総合調整を行い、各市民センター・公民館と移譲元課との重複要求や要求漏れがないよう、十分配慮することとします。

## **(2) 地区別まちづくり実施計画事業の予算要求**

平成25年度までの計画期間である地区別まちづくり実施計画事業については、地域経営会議等からの意見反映により、これまでの取組の経過等から、集中的・重点的に取り組むことにより成果を上げていくべき事業、類似・関連する事業、今後の取組が困難な事業や先送りする事業など、一定の事業の絞り込みを行った上で、地域で優先する課題事業について予算要求することとします。

# **V. 予算要求にあたっての留意事項**

---

## **【歳入に関すること】**

### **1 税・料等の徴収対策の強化**

- ・ 税料等収入確保対策本部会議において取り組む滞納対策を確実に実行するとともに、特に料にあっては、予算要求時に数値目標と目標達成のための具体的方策を明らかにし、予算に反映すること。
- ・ 安易に不納欠損として処理することなく、時効中断等の手段を用い、継続して徴収催告が行えるよう努めること。
- ・ 市税等のコンビニエンスストア収納については、積極的な市民PRに努め、納税者の利便性向上に伴う税・料等の収納率向上を更に図ること。
- ・ 各種使用料、手数料などの公共料金を新規に設定する場合は、トータルコストを明確化するとともに、受益者負担の原則に基づき、市民等の負担の公平性確保とその適正化に努めること。
- ・ 平成22年度に行った公共料金の見直しにおいて、継続検討となっている市民センター・公民館駐車場及び現在無料の駐輪場については、各施設の特性を考慮して有料化を検討し予算へ反映すること。

### **2 緊急的な財源確保対策の実施**

#### **(1) 売却可能資産の洗い直し及び資産の有効活用**

- ・ 各課が管理する資産については、売却可能資産がないかどうか洗い直しを行い、売却可能資産に係る売払収入の予算化を進めること。
- ・ 普通財産、青地、水路及び不要となった事業用地の処分を積極的に行うこと。

#### **(2) 広告料収入など新たな財源の確保**

- ・公共施設やイベント事業への事業協賛等の募集を継続して行い、複数年に亘る財源確保を図ること。
- ・市公共物及び刊行物等への広告料確保を積極的に展開すること。
- ・イベント等における協賛金や参加費の適正化など見直しを行うこと。
- ・その他既成の概念にとらわれない新たな収入の確保に努力すること。

### 3 広域連携事業に対する市町村自治基盤強化総合補助金の積極的な活用

個別の市町村支援に加え、県内市町村の広域連携の取組を支援するため、市町村自治基盤強化総合補助金が平成24年度から創設され、本市でもパスポートセンター関係費等の財源として活用しているところだが、引き続き広域的事業を中心に積極的な活用を図ること。

### 4 事業費財源としての起債は後年度負担を考えた慎重な対応を

市債は貴重な財源ではあるが、後年度の財政負担となるので、その投資効果について十分に検討し、慎重な対応に努めること。また、適債事業の範囲や充当率等は、事前に財政課と協議し、的確に見積もること。

## 【歳出に関すること】

### 1 新規事業等

- ・新規事業及び2千万円以上の増改築事業については、当該事業に関連する全体経費及び全体計画、後年度の財政負担額、維持管理費等に係る資料を予算要求書に添付して要求すること。
- ・新規事業を創設する場合は、既存事業の廃止又は新たな財源確保を必ず行うこと。
- ・計画策定のためのコンサルティング委託などについては、専門性を必要とする部分のみに限定し、職員が対応可能な部分については認めない。
- ・新規事業については、既存事業の中に予算を追加する分かりにくい事業費計上は行わず、原則として事業内容をわかりやすく表現した「新規事業名」を設定し要求すること。

### 2 補助金

- ・本年度の補助金の見直しにおいて、財政課とのヒアリングを経て見直し調査表で廃止、縮小、転換等と位置付けたものについては、その見直し内容や再構築内容でもって予算要求を行うこと。
- ・新規の補助金は原則認めないが、予算要求する場合は、既存の補助金を廃止し、財源生み出しを行うこと。また、特定財源の廃止や縮小がある補助金については、これに伴い補助金の廃止又は縮小をすること。
- ・団体に対する補助金については、見直し時において、当該団体の繰越金が補助金に比べ多いもの（繰越金÷補助金が30%以上）は廃止・縮小等の改善措置対象

となっていることから、必ず財務書類等により繰越金を確認し、該当する場合は改善措置を講じた上で予算要求すること。

### 3 扶助費

- ・所得制限を設けていない扶助費等については、所得制限設定の可能性について検討を行うこと。
- ・扶助費については、現在の社会情勢に合った事業への再構築や社会的かつ時代的にも使命を終えたと判断される事業は廃止するなど、再度の見直しを必ず行った上で予算要求を行うこととし、大幅な伸びにより財政硬直化の大きな要因となっている扶助費の抑制を図ること。

### 4 委託料

- ・既存の委託料については、業務内容や必要性、委託効果を改めて検証すること。
- ・新規の委託料は、その必要性和委託効果等を明確に示した資料を添付して予算要求すること。
- ・指定管理者制度に移行した事業については、利用料収入等法人の歳入及び本予算編成方針に基づいた歳出削減額を勘案し、予算に反映させること。

### 5 人件費

- ・給与費は、2012年人事院勧告の内容を考慮するとともに、本市で予定される給与内容に基づき見積もること。
- ・一般財源が大部分を占め、重点施策の財源圧迫や財政硬直化の要因となる人件費については、増加を伴わないよう工夫し、特に時間外勤務等については、「総勤務時間縮減に向けての基本方針」に基づき引き続き抑制を図ること。
- ・国の緊急雇用創出事業については、平成24年度末で終了（東日本大震災の被災求職者を対象とした重点分野雇用創造事業については継続される見込み）となるため、本事業の交付金を活用した事業は原則として終了すること。

### 6 国庫補助事業

- ・都市基盤整備事業については、全額一般財源対応での実施は原則認めないものとし、社会資本整備総合交付金などの特定財源の活用により対応すること。
- ・社会資本整備総合交付金は、政策目的を実現するために作成した整備計画に基づき、目標実現のための基幹的な社会資本整備事業のほか、関連する社会資本整備やソフト事業を総合的・一体的に支援するものであり、基幹事業の他、その効果を高めるためのソフト事業においても活用できることから、各部門が連携し創意工夫により様々な事業において交付金制度の活用を図ること。

### 7 公共工事（建築・土木等）

- ・予算要求は、用地取得及び実施設計が完了しているものに限定する。

- ・積算にあたっては、設計の仕様を可能な限り見直すなど経費の縮減を図るとともに、複数の職員のチェック体制をとり、要求内容の誤り等の発生を防止すること。
- ・工事設計を行う課と予算要求を行う課が異なる場合は、相互に要求内容に誤りが無いことを確認し、予算要求すること。
- ・各部門総務課においては、要求内容を精査し、全体計画を把握したうえで、課題・問題、関係部門との調整漏れ等が無いことを確認すること。

## 8 用地・債務負担行為

- ・事業用地の取得は市による直買いを基本とするが、土地開発公社による先行取得は、市として正式に決定した事業計画が策定されており、事業化による買い取りの時期や財源等の明確なものに限定する。
- ・土地開発公社による先行取得については、その情報を議会に提供していく考えであり、現在、都市計画決定のない土地などその対象案件を含め、情報提供のルールづくりを検討中であるので留意すること。
- ・土地の賃貸借については、将来的に市が買い取る必要が生じるか否かを検討し、必要最小限となるよう慎重に対応すること。
- ・整備事業などの新たな債務負担行為の設定を要する事業又は債務負担行為の変更を要する事業については、将来の財政負担や財政健全化法に基づく将来負担比率への影響を考慮する必要があるため、設定する限度額の基となる事業計画額の圧縮を図ること。また、将来の財政負担を伴う対外的な意思表示をする場合は、債務負担行為設定の検討が必要となるので、必ず事前に財政課と協議すること。

## VI 特別会計、企業会計の予算編成

---

### 1 一般会計への依存を可能な限り圧縮

本予算編成方針の主旨を基本とし、会計設置の本来の原則に基づき、当該会計の経営効率の改善と自主財源の確保を図り、一般会計への依存を可能な限り圧縮するよう努めること。特に各保険料や下水道使用料、病院診療費等の収入未済については、負担公平の原則を崩すものであり、一般会計の財政負担にも大きく影響することから、滞納対策の数値目標を定め、その実現に向けた実行計画を作成し、徴収率の向上及び収入未済の縮減を図ること。

また、保有資産の有効活用等により、収支バランスの改善を図るとともに、経営状況に見合った財政計画及び実施計画を立てること。

### 2 区画整理事業について

保留地の早期整備と処分金収入の適正確保及び国庫補助金等の財源確保を図ることにより、一般会計への負担を極力縮減するとともに、事業の進捗状況を的確に把握し、施行期間内の完成を目指すこと。下水道、調整池整備等の関連事業についても、区画整理事業と整合した事業計画により適正に執行すること。

## **Ⅶ 市出資団体の予算編成について**

---

### **1 市の予算編成方針に準じた経費全体の節減**

出資団体の予算編成に対しては、本予算編成方針に準じ、事業内容の見直し等による経費全体の節減を図るよう改めて強く指導すること。

特に、出資団体に委託している事業については、個々の事業内容の必要性を再度精査するとともに、積算単価や実施方法等の妥当性を検証し、予算に反映させること。

### **2 出資団体将来像最終案実現に向けた課題解決**

出資団体指導担当課においては、「藤沢市出資団体将来像最終案<改訂版>」に基づき、経営分析・財務分析を通じ経営改善課題を把握し、今後の経営に活用するとともに、これまでに行った出資団体間の統合による効果を検証し、予算に反映させるよう、関係各課と調整を行うこと。

なお、新公益法人に移行した、或いは移行を目指している出資団体に対しては、市の委託事業、補助金等の支出が、公益目的事業比率や収支相償の原則等に影響を与えることから、十分に留意すること。

**※その他、予算編成の細部の取扱いについては、別途通知する「平成25年度予算編成事務要領」によるものとします。**

以 上